

令和6年度

住民税非課税世帯物価高騰支援給付金（3万円/1世帯）・
こども加算（2万円/児童1人）のご案内

DV（ドメスティック・バイオレンス）等避難中※1でも受給できる場合があります

- DV等で住所地※2以外に避難中の方も、令和6年度住民税非課税世帯物価高騰支援給付金・こども加算をご自身が受給できる可能性があります。
- 住所地の世帯が既に給付金を受け取っている場合でも、一定の要件（DV保護命令と収入要件）を満たせば、現在のお住まいの市区町村（多摩市）から受給することができます。
- 給付金を受給するためには、現在お住まいの市区町村（多摩市）での手続きが必要です。

※1 「DV等避難中」とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等の被害者が住所地以外の世帯にお住まいの場合をいいます。

※2 このリーフレットでは、「住所地」とは、住民票の有無にかかわらず、避難する前に居住していた場所をいいます。

支給対象と支給額

①世帯全員の令和6年度住民税が
非課税の世帯に対し、

1世帯あたり**3万円**を支給

②①の対象世帯の世帯員で
18歳以下の子どもに対し、

1人あたり**2万円**を支給

申請先

多摩市 福祉総務課

☎042-400-0868

（受付時間 平日8：30～17：00）

申請期間

①**非課税世帯**

令和7年5月30日(金)【消印有効】

②**こども加算**

令和7年7月31日(木)【消印有効】

問い合わせ先

※コールセンターは令和7年2月26日～令和7年5月30日まで繋がります。
それ以外の期間は、上記申請先多摩市福祉総務課までお問い合わせください。

多摩市物価高騰支援給付金専用コールセンター

☎ **0120-017-811**（平日9：00～18：00）

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

DV等避難中の方の手続き・支給要件・必要書類等

以下のQ & Aを参考に、必要な書類をご用意の上、お手続きください。
ご不明な点は、多摩市 福祉総務課（042-400-0868）にご相談ください。

**Q 住民票がある世帯で、配偶者が給付金を受給しました。
私は給付金を受給できませんか？**

A 住民票がある世帯の方（配偶者等）が給付金を受給済の場合であっても、ご自身が要件（DV避難中であることの証明、収入要件）を満たせば、現在お住まいの市区町村（多摩市）から給付金を受給できます。

**Q 配偶者からDVを受け避難しています。
配偶者の扶養に入っている場合、受給できますか？**

A 配偶者の扶養に入っている場合でも、ご自身の収入が住民税非課税世帯相当である場合には、DV等避難中であることを明らかにできる書類などをご提出していただくことで、給付金を受給できます。

**Q 現在の住まい（多摩市）で受給するためには、
どのような手続きが必要ですか？**

A 現在お住まいの市区町村（多摩市 福祉総務課）にご連絡いただき、「DV等避難中であることを明らかにできる書類」と「令和6年度住民税非課税世帯物価高騰支援給付金申請書」をご提出ください。

DV等避難中であることを明らかにできる書類の例（児童手当準拠）

- 配偶者に対する保護命令決定書の謄本と確定証明書等
- 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書
- 住民基本台帳事務における支援措置（閲覧制限等）の決定通知書
- 配偶者に児童への接近禁止命令が発令されている場合等



令和6年度住民税非課税世帯物価高騰支援給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便、メールがあった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。